

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会 行政一般分科会

協 議 項 目			消防団の取扱い			協議細目			
調 整 の 方 針			消防団については、合併時に統合する。 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。						
項 目			高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考
消 防 団 の 現 状	名 称		高 富 町 消 防 団		伊 自 良 村 消 防 団		美 山 町 消 防 団		【消防組織法(抄)】 第1条
	区 域		高 富 町 一 円		本 村 の 全 域		本 町 の 全 域		消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。 第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 2 ～ 3 - 省略 -
	組 織		機関員常備部 常備部 3班 第1分団 第1～3部 各2班 第2分団 第1～3部 各2班 第3分団 第1～3部 各2班 第4分団 第1～3部 各2班 第5分団 第1部 3班 第2部 2班		消防団本部 第1分団 第1～5班 第2分団 第1～5班		消防団本部 第1分団 第1～5部 各2班 第2分団 第1～4部 各2班 第3分団 第1～4部 各2班		
	階 級		団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員		団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員		団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員		
	定 員		248名		100名		308名		
	主 な 訓 練	定 例	毎月15日に各分団毎に実施 (分団内巡視パトロールも併せて実施)		毎月15日に実施 (村内巡視パトロールも併せて実施)		毎月1日に各分団毎に実施 (分団内巡視パトロールも併せて実施)		第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定員は、条例で定める。 3 - 省略 -
		機動演習	年1回実施(今年度は郡消防団連合機動演習として実施)		今年度は郡消防団連合機動演習実施		年2回実施(今年度は郡消防団連合機動演習も実施)		
		消防操法	消防操法大会訓練は別に随時実施		消防操法大会訓練は別に随時実施		消防操法大会訓練は別に随時実施		
		ラッパ隊	週1回実施		毎月15日に実施		随時実施		
	服 制		消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)		消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)		消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)		
任 用 要 件		本町に居住し、又は勤務するする者 年齢満20歳以上35歳未満であること。 (団長、副団長、本部長等にして特に必要であるときは、この限りでない) 志操堅固にして身体強健な男子であること。		当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者		当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会 行政一般分科会

協 議 項 目			消防団の取扱い		協議細目																
調 整 の 方 針																					
項 目			高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考															
消 防 団 の 現 状	報 酬 (年 額)	団 長	1 2 6 , 0 0 0 円	7 5 , 0 0 0 円	8 0 , 0 0 0 円																
		副 団 長	8 5 , 0 0 0 円	4 8 , 0 0 0 円	4 8 , 0 0 0 円																
		分 団 長	4 7 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円	3 5 , 0 0 0 円																
		副分団長	4 2 , 0 0 0 円	2 7 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円																
		部 長	3 3 , 5 0 0 円	2 7 , 0 0 0 円	1 3 , 0 0 0 円																
		班 長	3 3 , 5 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円																
		団 員	3 2 , 5 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円																
	消 防 車 両 等	消防ポン プ自動車	3 台	1 台	2 台																
		小型動力 ポ ン プ	2 3 台	1 0 台	3 0 台																
		積 載 車	6 台	1 0 台	1 1 台																
		指 令 車	1 台	—	1 台																
		照 明 車	1 台	—	—																
先 進 事 例			<table><tr><th>新 市 町 村 名</th><th>合 併 の 期 日</th><th>消 防 団 の 扱 い</th></tr><tr><td>さ い た ま 市</td><td>平成13年5月1日</td><td>消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。</td></tr><tr><td>西 東 京 市</td><td>平成13年1月21日</td><td>消防団については合併時に統合する。</td></tr><tr><td>篠 山 市</td><td>平成11年4月1日</td><td>消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table>				新 市 町 村 名	合 併 の 期 日	消 防 団 の 扱 い	さ い た ま 市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。	西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。	篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。			
			新 市 町 村 名	合 併 の 期 日	消 防 団 の 扱 い																
			さ い た ま 市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。																
			西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。																
			篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。																